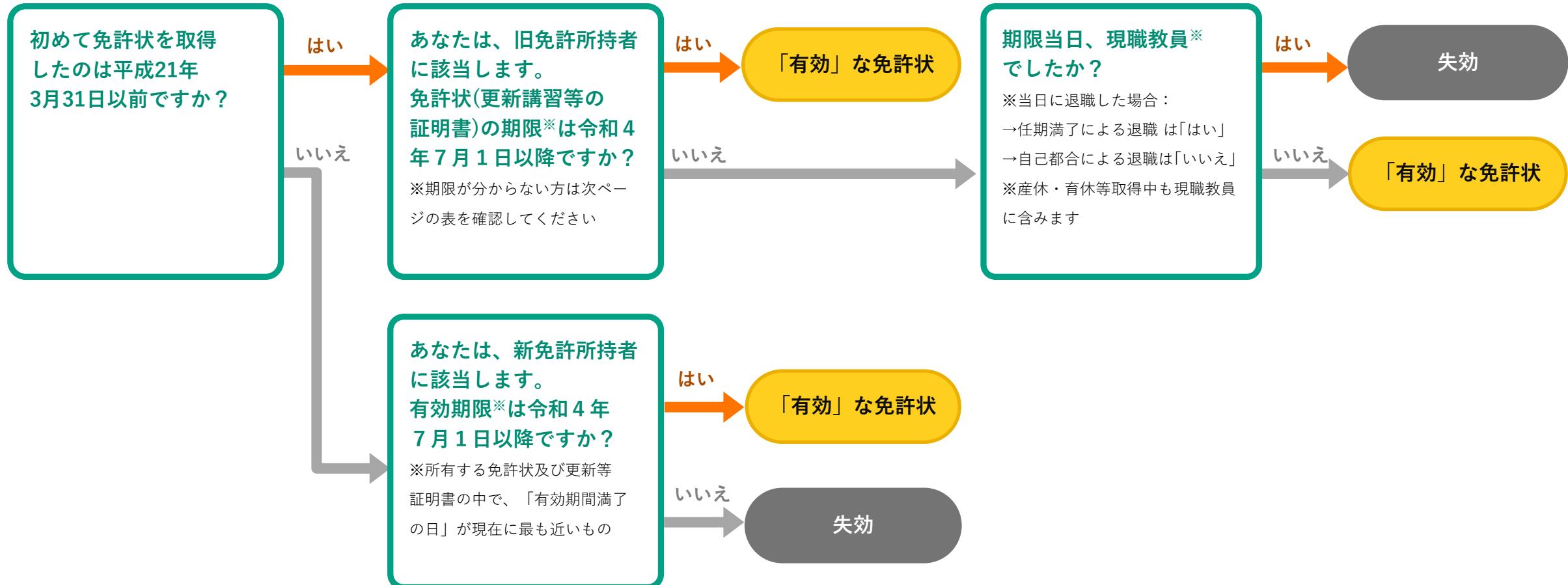


教員職員免許状の有効性確認フローチャート

- ・所有している全ての免許状と当該更新等※証明書をご確認ください。（※教員免許更新制に基づく、更新、延期・延長、免除、回復）



「有効」な免許状であった場合、手続き不要で永年有効な免許状としてお使いいただけます。
失効していた場合、教員としてお勤め予定であれば「再授与申請（こちらをクリック）」をお願いします。

旧免許状所持者の修了確認期限早見表

栄養教諭免許を所持していない方はこちら ご自身の生年月日の右側にある「最初の修了確認期限」を確認してください。

生年月日	最初の修了確認期限			
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	▶	平成23年3月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	▶	平成24年3月31日
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	▶	平成25年3月31日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	▶	平成26年3月31日
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	▶	平成27年3月31日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	▶	平成28年3月31日
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	▶	平成29年3月31日
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	▶	平成30年3月31日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	▶	平成31年3月31日
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	昭和59年4月2日～	▶	令和2年3月31日

栄養教諭免許を所持している方はこちら 免許状を取得した年月日の右にある「最初の修了確認期限」を確認してください。

栄養教諭免許状の授与年月日	最初の修了確認期限
平成18年3月31日以前	▶ 平成28年3月31日
平成18年4月1日～平成19年3月31日	▶ 平成29年3月31日
平成19年4月1日～平成20年3月31日	▶ 平成30年3月31日
平成20年4月1日～平成21年3月31日	▶ 平成31年3月31日

「最初の修了確認期限」当日に、現職教員の場合は「失効」、現職教員でない場合は「有効な免許状」となります。

(当日に退職した場合、任期満了による退職は「失効」、自己都合による退職は「有効な免許状」となります。産休・育休等取得中も現職教員に含まれます。)